

指導力不足教員の人事管理システム

人事管理システム概要

- 【認定】** ①校長が、教育委員会(任命権者＝都道府県・指定都市教育委員会)に申請(市町村経由)。
 ②各教育委員会で設置している判定委員会において、当該教員の審査。
 ③判定委員会の意見を受けて、教育委員会(任命権者)が指導力不足の認定。

【対応】 教育委員会(任命権者)が、指導力不足教員に対して、必要な研修又は分限処分等を実施。

【現状】 堺市を除く全ての都道府県・指定都市において人事管理システムを整備済み。

【人事管理システムの流れ】

